

CIRCULAR

By your side

メンバーの皆様

2022年9月21日

EU 制裁—ロシアからの石炭・肥料を含む特定貨物の輸送に関する説明について

2022年9月19日、欧州連合（EU）は、ロシアからの石炭その他の固形化石燃料や特定種類の肥料を含む特定貨物の輸送に関する規定の適用について疑問点の解消を目的に作成した Q&A 集に、さらに修正を加えました。

今回修正された Q&A 集は、8月にEUが主張した見解とは逆に、理事会規則 833/2014 の附属書 XXI（ならびに関連保険契約）に定める石炭および特定の物品について、第三国が仕向地の場合、実際には輸送禁止対象にならないと明言しています。Q&A 集の中で、これに該当する修正部分は、以下のとおりです。

2. 理事会規則833/2014の附属書XVII、XXIおよびXXIIに定める物品の仕向地が第三国であり、EU 域内を通過しない場合、このような物品をEUの企業が移送することは認められますか。

最終更新日：2022年9月19日

認められません。理事会規則 833/2014 の第 3g 条、第 3i 条および第 3j 条では、附属書 XVII、XXI および XXII に記載の物品がロシア産もしくはロシアから輸出される場合、直接的か間接的かを問わず、その購入、輸入、もしくは移送を禁じています。この移送禁止規定は、物品の最終仕向地に関わらず適用される一方、輸入禁止規定は、元来、「欧州連合域内に」運び込まれる物品に適用されます。移送が理事会規則 833/2014 の第 13 条に定める範囲に該当する場合、物品の仕向地が EU かどうかを問いません。このことは、ロシアの経済基盤を著しく弱体化させ、同国製品の重要市場を奪うとともに、同国の戦争遂行能力を大幅に削ぐという制裁目的にもかなうものです。これ以外のいかなる解釈も、当該禁止規定の目的を実質的に骨抜きにし、深刻な抜け穴をつくることになりません。

しかし、EU は、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則 2022/1269 の前文の 11 および 12 にも明記されており、これに鑑みれば、附属書 XXI および XXII に記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それによる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。このことは、以下に挙げる物品について、EU 事業者によって実施されるか EU 領域経由（域内を通過する輸送を含む）による第三国への移送だけでなく、このような移送に関わる融資や資金援助にも適用されます。

- 附属書 XXI に記載の CN コード 310420、310520、310560、ex31059020 および ex31059080 に該当する肥料
- 附属書 XXI に記載の CN コード 2303 に該当する家畜飼料



- 附属書XXIに記載のCNコードex2901および2902に該当する特定の炭化水素
- 附属書XXIに記載のCNコード44（木材）、2523および6810（セメント製品）に該当する必需品
- 附属書XXIIに記載の全品目（石炭および関連製品）

4. 附属書 XVII、XXI、XXII に記載の物品や製品を第三国に輸送または移送するに当たり、理事会規則 833/2014 の第 3g 条、第 3i 条および第 3j 条に定めるサービス（仲介業務や保険業務を含む資金援助など）のうち、禁止対象となるサービスはどれですか。

最終更新日：2022年9月19日

附属書 XVII、XXI、XXII に記載の物品・製品の第三国への輸送または移送に関して、EU の事業者が保険業務、仲介業務、その他の融資・資金援助を提供することは禁じられます。物品または製品の移送が EU の事業者によるものか非 EU の事業者によるものかを問わず、そのような輸送に関する支援業務を担う事業者が EU の事業者である場合、本禁止規定の対象となります。

しかし、EU は、その制裁によって世界の第三国、とりわけ後発開発途上国の食料・エネルギー安全保障に影響が及ぶことを回避すべく積極的に取り組んでいます。この取り組み方針は、理事会規則 2022/1269 の前文の 11 および 12 にも明記されており、これに鑑みれば、附属書 XXI および XXII に記載の特定物品の第三国への移送は、「世界の食料・エネルギー不安と闘い」、第三国で「それによる一切の悪影響を回避するため」に認められるべきです。このことは、以下に挙げる物品について、EU 事業者によって実施されるか EU 領域経由（域内を通過する輸送を含む）による第三国への移送だけでなく、このような移送に関わる融資や資金援助にも適用されます。

- 附属書XXIに記載のCNコード310420、310520、310560、ex31059020およびex31059080に該当する肥料
- 附属書XXIに記載のCNコード2303に該当する家畜飼料
- 附属書XXIに記載のCNコードex2901および2902に該当する特定の炭化水素
- 附属書XXIに記載のCNコード44（木材）、2523および6810（セメント製品）に該当する必需品
- 附属書XXIIに記載の全品目（石炭および関連製品）

本件について 8 月 12 日に発行した当初のサーキュラーは、下記のとおりです。

2022年8月10日、欧州連合（EU）は、ロシアからの石炭その他の固形化石燃料や特定種類の肥料を含む特定貨物の輸送に関する規定の適用について、疑問点の解消を目的とした最新 Q&A 集を公開しました。本サーキュラーに記載のとおり、今回の説明は、EU の事業者による当該物品の輸送にとどまらず、事業所所在地を問わずあらゆる事業者による当該物品の輸送を対象とした保険契約にも多大な影響があります。

2022年4月8日、EU は [理事会規則 833/2014](#) を改正した [理事会規則 2022/576](#) を公表しました。同規則には、以下の条項が含まれます。



第 3i 条—ロシアに多大な収益をもたらす物品

1. 附属書 XXI に掲げるとおり、ロシアに多大な収益をもたらし、それによりウクライナ情勢の不安定化を招く行為を可能にするような物品が、ロシア原産かロシアから輸出されるものである場合、当該物品を直接的または間接的に EU 向けに購入し、輸入し、または移送することを禁じる。

2. 次の行為は禁止する。

(a) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術、ならびに当該物品および技術の供与、製造、保守および使用に関する技術援助、仲介業務またはその他のサービスを直接的または間接的に提供すること。

(b) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術の購入、輸入もしくは移送、または関連する技術援助、仲介業務もしくはその他のサービスの提供に対し、直接的または間接的に融資または資金援助を行うこと。

3. 第 1 項および第 2 項の禁止事項は、2022 年 4 月 9 日以前に締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約について、2022 年 7 月 10 日までの履行には適用されないものとする。

4. 2022 年 7 月 10 日の時点で、第 1 項および第 2 項の禁止事項は、以下に挙げるものの輸入、購入もしくは輸送、または EU への輸入に必要となる関連の技術援助もしくは資金援助には適用されない。

(a) CN 3104 20 に定める塩化カリウムについては、7 月 10 日から翌年 7 月 9 日までを 1 年とする期間に 837,570 トンまで

(b) 附属書 XXI に記載された、CN 3105 20、同 3105 60 および同 3105 90 に定めるその他の製品については、7 月 10 日から翌年 7 月 9 日までを 1 年とする期間に合計 1,577,807 トンまで

5. 第 4 項に定める輸入数量割当は、欧州委員会実施規則 (EU) 2015/2447 (*) 第 49 条～第 54 条に規定する関税割当制度の管理システムに従い、欧州委員会と加盟国に管理されるものとする。

第 3j 条—石炭その他の固形化石燃料

1. 附属書 XXII に掲げるとおり、石炭その他の固形化石燃料が、ロシア原産かロシアから輸出されるものである場合、これを直接的または間接的に EU 向けに購入し、輸入し、または移送することを禁じる。

2. 次の行為は禁止する。

(a) 第 1 項の禁止事項に関連し、第 1 項で言及された物品および技術、ならびに当該物品および技術の供与、製造、保守および使用に関する技術援助、仲介業務またはその他のサービスを直接的または間接的に提供すること。



(b) 第1項の禁止事項に関連し、第1項で言及された物品および技術の購入、輸入もしくは移送、または関連する技術援助、仲介業務もしくはその他のサービスの提供に対し、直接的または間接的に融資または資金援助を行うこと。

3. 第1項および第2項の禁止事項は、2022年4月9日までに締結された契約または当該契約の履行に必要な付随契約について、2022年8月10日までの履行には適用されないものとする。

上記の附属書 XXI および附属書 XXII の条文は、[理事会規則 2022/576](#)にあります。

附属書 XXI に定めるとおり、ロシアに多大な収益をもたらすとされる物品リストには、（ロシアが主要生産国の）特定種類の肥料が含まれているため、第3i条の禁止対象に当たることにご留意ください。

各クラブや顧問弁護士が第3i条と第3j条を普通に読めば、ロシアの肥料、石炭、その他の固形化石燃料の輸送に関する禁止事項は、EU 向けの輸入だけに関わるものであり、EU 以外の仕向地への輸送には関係ないことが明らかと考えられていました。いずれにせよ、両規定では、4月9日までに締結された売買契約については、2022年7月10日と2022年8月10日をそれぞれの期限とする猶予期間が適用されていました。

ところが2022年4月17日と6月14日にEUが公表したQ&A集では、EUの事業者がEU域内向けか域外向けかを問わず、そのようなロシア貨物の購入を禁じることは明確化されていたものの、輸送に関わることについては触れられていませんでした。

その後、石炭その他の固形化石燃料の貨物を対象とする猶予期間が期限切れとなる8月10日に追加のQ&A集が公表され、第3i条と第3j条の文言に対する業界のそれまでの解釈に重大な疑義が生じることになりました。このQ&A集によれば、当該条項の禁止事項は、実際にはEU域内への輸送にとどまらない幅広い範囲への適用を意図しており、ロシアから他国への貨物の輸送にも影響が及ぶことを示唆していると判明しました。

その結果、国際P&Iグループでは、この最新版のQ&A集の真意やEUの禁止規定の範囲、メンバーやクラブへの潜在的な影響について、欧州委員会に速やかな説明を求めました。

EUが国際P&Iグループに対して明らかにしたところによれば、当該条項にある「輸入」の文言は、EU域内への輸入に限定されるものである一方、それ以外の直接的または間接的な移送に対する制限については、非EU向けにも等しく適用されることを意図しています。したがって、EUの事業者がいかなる仕向地であれ、EU域内向け、域外向けを問わず、ロシア産の肥料、石炭、その他の固形化石燃料の輸送に関与する場合、EU制裁措置に違反することになります。

さらに、欧州委員会は、第3i条および第3j条の(2)(b)項にある「資金援助」の禁止について、保険・再保険業務を含むものであり、EUの管轄権に服するあらゆる事業者がロシア産の肥料および石炭その他の固形化石燃料の貨物の輸送を対象に、仕向地を問わず、保険・再保険を提供できない点を国際P&Iグループに対して言明しています。

国際P&Iグループを構成するクラブのほとんどがEUの管轄下にあります。EU域外に国籍を持つクラブを含め、国際P&Iグループの全クラブは、EU域内の国籍を持つ再保険会社の関与に大きく依存する再保険プログラムを前提に活動しています。国際P&Iグループのいかなるクラブであれ、こうした制裁措置により、プールクレームの分担を禁じられれば、個々のメンバーは、クラブの制裁



規則に従って不足分を負担することになります。また、国際 P&I グループの再保険プログラムに
与する EU 籍の再保険会社が、こうした制裁措置の下で、クレームの支払いが禁じられる場合、1
億米ドルを超えるクレームについて、同じ方針が適用されます。

最新の Q&A 集がもたらす結果に業界が対処できるよう追加の猶予期間の設定に EU が前向きな様子
は見られないため、こうした取引に関与しているメンバーには上記の影響がただちに表れます。不
明点がある場合は、それぞれのクラブにお問い合わせになることを強くお勧めします。

なお、メンバーの皆様を重ねて申し上げますが、EU の制裁措置の適用範囲が域外に及ぶことはあ
りません。理事会規則の第 13 条は、適用範囲について次のように定めています。

1. EU 域内
2. 加盟国の管轄下にある航空機内または船舶内
3. EU 域内、域外を問わず、加盟国の国籍を有する個人
4. EU 域内、域外を問わず、加盟国の法律に基づいて設立もしくは設置された法人、事業体また
は団体
5. EU 域内で行われる事業の全部または一部に関わる法人、事業体または団体

国際 P&I グループのすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

以上

Jeremy Grose
Director
The Standard Club UK Limited

Email: jeremy.grose@standardclub.com

(本回覧は、英文クラブサーキュラーをメンバー各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)